【環境指導課】

(環境・食品衛生班)

1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物の処理施設として、し尿処理施設1基、ごみ焼却施設1基、粗大ごみ処理施設1基が設置されているほか、不燃ごみ等の埋立処理のため、最終処分場6施設が確保されている。

これらの一般廃棄物処理施設については産業廃棄物関連施設等と併せ、計画的な立入検査を実施しており、最終処分場の 放流水質の監視に加えて、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行っている。

(1) 一般廃棄物

① し尿処理施設

(令和4年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字 西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120 ^{キュリッ} /日

② ごみ処理施設

(令和4年3月31日現在)

区 分	事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域 市町村圏組合	三種町鵜川字 上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉) H14変更96t→144t
粗大ごみ 処理施設	能代山本広域 市町村圏組合	八峰町沼田字 横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破砕 せん断破砕	25t/5h 5t/5h

③ ごみ埋立地

(令和4年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始 年月	埋立地面積	全体容量	残余容量	
		能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404 m²	271,000 m³	12 m³	※ 2
	能 代 市	II	H6.4	14,320 m²	123,170 m³	8,363 m³	
		能代市二ツ井町種字 大沢	S48.4	12,211 m²	169,407 m³	3,730 m³	※ 1
一般	滋 田 町	藤里町粕毛下モ岱	S53.11	16,700 m²	50,100 m³	10,510 m³	
般廃棄物	藤里町	藤里町矢坂	S46.4	5,721 m²	28 , 605 m³	1,970 m³	※ 2
\mathcal{O}		三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995 m²	48,000 m³	4,910 m³	
最終処		三種町森岳字清吉 根子屋沢	S45.6	39,174 m²	91,675 m³	42,947 m³	
処分場	三種町	三種町志戸橋字熊 沢	S49.4	3,178 m²	4,0 50 m³	$0\mathrm{m}^3$	※ 1
	二	三種町増沢	S58.5	8,559 m²	45,350 m³	34,252 m³	
		三種町舞台沢	S46.4	6,700 m²	11,000 m³	49 m³	
		能代市浅内	S58.6	3,300 m²	6,600 m³	387 m³	※ 2

^{※1} 埋立終了届出施設

※2 受入停止施設

④ し尿浄化槽

ア 設置数 (令和4年3月31日現在)

	人数別	5	21	101	301	501			監視施設数	•
年度	市町	5 20	\frac{\}{100}	\$ 300	500	\$	計	~500	501~	計
29年度		737	45	7	2	5	796	6	8	14
30年度		751	45	7	2	5	810	5	7	12
元年度	三種町	757	45	7	2	5	816	6	7	13
2年度		764	46	7	2	5	824	3	3	6
3年度		771	46	7	2	5	831	2	4	6

イ 構造別浄化槽基数

分市町	全浄化槽基数	うち、合併処理基数	うち、単独処理基数
三種 町	831	637	194

[※] 能代市分(H17年度)、藤里町分(H17年度)、八峰町分(H22年度)は権限委譲済み。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設の種類

(令和4年3月31日現在)

区 分	処分業者	事業者及び公共	計
管 理 型 処 分 場		2	2
木くず破砕	3		3
がれき類破砕施設	7		7
廃プラスチック類破砕	2		2
# <u></u>	12	2	14

産業廃棄物処理業者

(令和4年3月31日現在)

区八	産業原	혼棄物	特別管理區	 	計	
区分	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	ĦΤ	
事業者数	141	16	11		168	※ 重複

※ 重複する事業者あり

(3) 監視指導状況

(3)	监怳拍4	子小儿						指導	14年3月31日現在) 仕 数
			施設和	重類別		施設数等	監視件数	口頭	文書
			□ 44 L	п // П	稼働中	6	6	10	
	処	公	取於外	心分場 ─	上記以外	5			
_	理施設	共 設 置	ごみ焼	却施設		1			
般			し尿処	理施設		1			
廃棄			その他	のごみ処理	里施設	1			
物		公共以	外の一	般廃棄物夠	心理施設	5	1		
	7-0	の他	廃棄物	再生事業	者登録業者	4			
	70	71世	一般廃	棄物排出	事業者		2		
			①感染	性廃棄物	病院	6			
	特別領	管理産	排出	事業所	上記以外	102			
	業廃棄	棄物排 ②特定有害産廃排出事業所				21	2		
	出事	業所	③PCB機器等保管事業所			144	257	72	
			④その他特管産廃排出事業所				2	1	
	産業廃棄物排出事業所						13	4	
産			県外産		中間処理				
		処	廃受入	11 门/13人	最終処分				
業廃		分	_	許可対象					
棄物	処 理	業者	者の施設 計可対象		中間処理	12	1		
490	施				最終処分				
	設			許可対象		9	1		
		事業者	・ 及び 許可対象		中間処理				
		公共			最終処分	2	2	3	
				許可対象		2	1	1	
	産業感	奎物収	集運搬	至石 —	替•保管施設	9	1		
			未是派	上	記以外	131	1		
浄化槽	浄化槽					831	6		
	净化槽		検業者			6	4	1	
	リサ フロン類回収業者				1	4			
自動						24	1		
車リサ						10	1		
	解体業					2			
法	破砕業	者				1	1		
			Ì	\		1,335	307	92	

2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道をあわせ40の水道施設が設置されている。

水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道をあわせた水道普及率は、91.5%であり、全県の 92.2%と比較し、0.7ポイント下回っている。

(1) 水道施設数及び普及状況

(令和3年3月31日現在)

(17 Medium)														
	区分		工/// 自刻/// 自刻/// 自		易水道	専用水道 小規模		規模水道		合 計				
市町			行政区域 内人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	普及率 (%)
能	代	市	49,395	1	40,324	9	5,185	1		21	936	32	46,445	94.0
藤	里	町	2,860			1	2,820	1				2	2,820	98.6
三	種	町	14,879	1	11,561			2	102			3	11,663	78.4
八	峰	町	6,395			3	6,356					3	6,356	
管	内	計	73,529	2	51,885	13	14,361	4	102	21	936	40	67,284	(92.2)
	元年	E度末	75,081	2	52,811	13	14,768	5	102	21	960	40	68,641	91.4 (92.1)
過	30年	F度末	76,704	2	53,807	13	15,006	3	73	21	992	39	69,878	91.1 (92.1)
年度	29年	F度末	78,404	2	54,784	13	15,504	3	64	21	1,010	39	71,362	(91.8)
	28年	F度末	80,063	2	55,201	17	16,135	3	64	21	1,038	43	72,438	90.5 (91.6)

^{※ ()}内の数字は秋田県の普及率を示す。

(2) 監視指導状況

水道施設	施設数	監視件数	
上水道	2		
簡易水道	12	7	
専用水道	1		
小規模水道	21	21	
計	36	28	

- ※1 専用水道:能代市分(H17.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。※2 小規模水道:八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。※3 簡易専用水道:能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

(3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」)では、店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が3,000㎡以上のもの等を特定建築物として定めている。

管内の特定建築物に関する届出や立入検査の事務は、能代市(平成17年4月1日)、八峰町(平成23年4月1日)、三種町 (平成26年10月1日)に権限委譲しており、権限移譲していない藤里町には、該当する建築物はない。

建築物衛生法では、建築物の衛生上の維持管理を行う事業者が一定の基準を満たしている場合、都道 府県知事の登録を受けることができる制度が設けられており、当保健所ではその登録事務を行っている。

建築物管理業登録状況

業 種	登録業者数
清掃業	3
空 気 環 境 測 定 業	
飲料水水質検査業	
飲料水貯水槽清掃業	4
ねずみ・こん虫防除業	1
排 水 管 清 掃 業	1
環境衛生総合管理業	2
計	11

3 公害関係

管内における公害関係の法令対象施設数は、大気汚染防止法が230施設、水質汚濁防止法が277施設、湖沼法が5施設、ダイオキシン類対策特別措置法が4施設及び県公害防止条例が314施設(大気156施設、水質158施設)である。

当部では、毎年度、これらの施設等への立入検査を計画的に実施し、排出基準の適合状況や施設の維持管理等に関する監視指導を行っている。

(1) 届出状況

① 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設

(令和4年3月31日現在)

_	160 /至70 工/// 1600			(14 14 1 1 1 1 1 1 1 1		
施設	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1	ボイラー	105 [60]	6 [6]	19 [6]	9 [7]	139 [79]
5	金属溶解炉	1				1
6	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若 しくは金属製品の熱処理の用に供す る加熱炉	7				7
11	乾燥炉	6		1		7
13	廃棄物焼却炉	1		2		3
29	ガスタービン	6				6
30	ディーゼル機関	12	2	1		15
	合 計	138	8	23	9	178

^{※ []}内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。

粉じん発生施設

施設	市町	能代市
1	コークス炉	
2	鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は 土石の堆積場	17
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	35
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用 に供するものに限り、湿式のもの及び 密閉式のものを除く。)	
	合 計	52

[※] 八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

施設の利	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1の2	音 産農業	6		7		13
2	畜産食料品製造業	4	1 (1)	3 (2)		8
3	水産食料品製造業			1	1	2
4	野菜又は果実を原料とする保存食 料品製造業	5	1	6		12
5	みそ・しょう油製造業	3 (2)		2	1	6
8	パン若しくは菓子の製造業 又は製あん業	2 (2)				2
9	米菓子製造業又はこうじ製造業の 用に供する洗米機	1 (1)		2		3
10	飲料製造業	2 (1)	2 (1)		1	5
16	麺類製造業の用に供する湯煮施 設	4 (2)		1		5
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供 する湯煮施設	1		1	1	3
19	繊維製品加工業	1				1
2103	合板製造業の用に供する接着機 洗浄施設	8 (1)				8
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	2				2
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版 業	3 (3)				3
27	無機化学工業製品製造業	2				2
33	合成樹脂製造業	1 (1)				1
47	医薬品製造業	1 (1)				1
54	セメント製品製造業	2		2		4
55	生コンクリート製造業の用に供する バッチャープラント	4			2	6
59	砕石業	3				3
60	砂利採取業の用に供する水洗式 分別施設	3			1	4
63	金属製品製造業又は機械器具製 造業	2				2
63 <i>の</i> 3	石炭を燃料とする火力発電施設の うち、廃ガス洗浄施設	1				1
6402	水道施設(1万㎡/日以上)	1				1

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(令和4年3月31日現在)

	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	
施設の	種類	月已7 7 111	膝生叫	二性叫	八吨军四丁	日人7日	
66	電気めっき業						
66 <i>の</i> 3	旅館業	43 (18)	15 (10)	16 (13)	18 (7)	92	
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	28 (16)	1	3 (2)	1 (1)	33	
68	写真現像業の用に供する自動式 フィルム現像洗浄施設	1 (1)			1	2	
68 <i>の</i> 2	病院(病床数300以上)	1 (1)				1	
69の2	地方卸売市場	1 (1)				1	
71	自動式車両洗浄施設	19	1	4	2	26	
71 <i>の</i> 2	科学技術に関する研究、試験、検 査又は専門教育を行う事業場	1				1	
71 <i>の</i> 3	一般廃棄物処理施設である焼却 施設			1		1	
72	し尿処理施設(500人槽以下除く)	6 (1)	1	3	3	13	
73	下水道終末処理施設	1	1		2	4	
	合 計	163	23	52	34	272	

^{※1 2}以上の特定施設を有する事業場については、番号の小さい施設に計上。

③ 湖沼水質保全特別措置法関係

みなし指定地域特定施設数

市町施設の種類	能代市	三種町	管内計
1 病院		1	1
2 し尿浄化槽(201人槽以上、500人 槽以下)	1	3	4
計	1	4	5

^{※2()}内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

④ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数 (令和4年3月31日現在)

施設の種	重類等	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
	指定ばい煙発生施設※	エンニ	110	11	18	11	150
	1	<i></i>	[60]	[6]	[6]	[7]	[79]
大気		鉱物又は鉱物の残渣の 堆積場	4				4
関係	指定粉じん発生施設※2	チップ製造施設又は製材施設であって原動機の定格出力50KW以上のもの	2				2
	合 計			11	18	11	156
		畜産農業	2		5		7
	He days I III II II I I I I I	自動車整備業	83	5	20	7	115
水質 関係	指定汚水排出施設※4	ガソリンスタンド	16	3	9	4	32
		病院の検査又は分析の	3		1		4
		用に供する施設	(3)		(1)		(4)
	合	計	104	8	35	11	158

- ※1 []内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。
- ※2 権限移譲した八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)、藤里町(平成27年4月1日)の施設数は計上していない。
- ※3 大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数は計に含めていない。
- ※4()内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数 (令和4年3月31日現在)

市町施設の種類等	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)	※ 1		2	% 1	4
水質基準適用施設(廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)			1		1
合 計	1		3	1	5

※ 休止中

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(令和4年3月31日現在)

	対象施設 大気汚染防止法 対象			水質汚濁防 止法対象	湖沼法対象					Fシン類 去対象	その他
区分		ばい 煙発生施設※1	粉じん発生施設※2	特定施設	みなし特定施設	※1 煙発生施設	※2 お定め発生施設	指定汚水排出施設	大気基準適用施設	水質基準適用施設	協定施設
工場・	事業場数	110(47)	7	272	5	90(47)	4	158	2	1	1
施	設数	178(79)	52	-	5	150(79)	6	_	3	1	_
監視件数	現地確認	11(7)		33	2	15(7)			2		1
* 3	分析検査	_	_	26	6	_	_	_			
+4=1+*+	口頭	8(4)		19		8(4)					
指示件数	文 書			2	4						

- ※1 ()内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる工場・事業場数及び施設数で内数。
- ※2 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の工場・事業所数及び施設数は計上していない。
- ※3 施設数

② フロン排出抑制法関係事業者

項目	件数
第一種フロン類充塡回収業者	11
立入検査	2

(3) 大気汚染常時監視

県内の大気汚染の状況を把握するため、能代市内の2カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステムによる常時監視を実施している。

大気測定局設置状況

(令和4年3月31日現在)

設置主体	測定項目測定場所	二酸化硫黄 (SO2)	浮遊粒子状 物質(SPM)	微小粒子状 物質(PM2.5)	窒素酸化物 (NOx)	オキシダント (Ox)
秋田県	能代西 (能代科学技術高 校)	0	0	0	0	0
	檜山 (旧檜山中学校)	0	0	_	0	_

(4) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。

区分	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
大	気			6	5	5
水	質	1		1	1	1
騒	当	1	3			
振	動					
悪	臭	2	2		2	4
地盤沈	七下					
土壤汚	5 染					
そ の (不法投手	他 集等)			1	1	1
計		4	5	8	9	11

4 温泉関係

管内には21の源泉があり、そのうち14の源泉が11カ所の温泉地で利用されている。

源泉一覧 (令和4年3月31日現在)

区分		源泉	利 源 (<i>F</i>	良数	未利 源 須 (E	艮数		温度別		女	ゆう! ^{リッ} / トル/	出量	
市町	温泉地名	総数 (A+B)	自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	2 4 2 ℃ S ℃ 以上 満	42 ℃ 以 上	及びガス水蒸気	自噴	動力	主たる泉質名
	能代 (落合)	2		1	1			1	1		48	194	アルカリ性単純温泉
	船沢	1		1					1			200	ナトリウムー塩化物強塩泉
Ats / 15 - 1-	切石※	1				1							ナトリウムー塩化物泉
能代市	梅内	1	1				1				50		ナトリウムー塩化物・炭酸水素 冷鉱泉
	湯の沢	1			1		1				7		ナトリウムー塩化物冷鉱泉
	駒形	2	1		1			1			86		ナトリウムー塩化物強塩泉
藤里町	湯の沢	2	1	1				1	1		130		ナトリウムー塩化物泉
膝	滝の沢	1		1				1				260	ナトリウムー塩化物・硫酸塩泉
三種町	森岳	5		2		3	1		5			1,182	ナトリウム・カルシウムー塩化物強塩泉
二作里四	八竜砂丘	1		1					1			187	ナトリウムー塩化物強塩泉
	潮浜	1	1				1				180		冷鉱泉
八峰町	八森	2		1	1			1	2		600	772	ナトリウムー塩化物・硫酸塩泉
	峰水湖	1		1			1					18	含硫黄ーナトリウムー塩化物・ 硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)
į	計	21	4	9	4	4	5	5	11		1,101	2,813	

[※] 温度、ゆう出量とも不明。

5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設 1,900件(許可施設 1,217件、届出施設 683件)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

(1)-1 営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)

(1) 1	宮 美 施 設 数 (旧 食 品 解 生 法 に 基 **	フィ町円で安する		<u> </u>	\ 1+	和4年3月31日現在)
業種	111111	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
八三	一般食堂・レストラン等	330	15	36	16	397
	仕出し屋・弁当屋	69	10	23	13	115
	旅館	9	1	1	2	13
	自動販売機					
飲食店 営業	移動販売車	3		1		4
	露 天 営 業	37	5		7	49
	臨 時 営 業					
	農家民宿		6	1	2	9
	そ の 他	77	2	7	3	89
	小 計	525	39	69	43	676
	— 般	10		3	2	15
	自動販売機					
喫茶店	移動販売車	1	1	1		3
営業	露天営業	11	2		1	14
	臨時営業					
	小 計	22	3	4	3	32
	一般	47	6	17	7	77
菓子	移動販売車	2		2		4
製造業	露 天 営 業	3				3
	小 計	52	6	19	7	84
乳	処 理 業					
乳	製 品 製 造 業					
集	乳業					
A 公 粨	一 般	26	1	11	15	53
魚介類 販売業	移動販売車	8	1		5	14
	小 計	34	2	11	20	67
魚が		3			1	4
	肉 練 り 売 り 営 業				1	1
	の冷凍又は冷蔵業	2	3	1	2	8
	又は瓶詰食品製造業	2		8		10
あ	ん類製造業	2				2

	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
業種		日尺 人口	除土門		ノて四手四丁	日11日
アイ	スクリーム類製造業	4	1		1	6
	一般					
乳類	自動販売機					
販売業	移 動 販 売 車					
	小 計					
食	肉 処 理 業	7	1	3		11
	一般	28	2	9	2	41
食肉	自 動 販 売 機					
販売業	移 動 販 売 車					
	小 計	28	2	9	2	41
食(肉 製 品 製 造 業		1	1		2
乳雪	変菌飲料製造業					
食	用油脂製造業					
み	そ製造業	5		3	1	9
しょ	ょうゆ製造業	2				2
ソー	ース類製造業			1		1
酒	類 製 造 業	2	1	1	1	5
豆	腐製造業	1			1	2
納	豆 製 造 業	1				1
め	ん類製造業	10		3	4	17
そ	うざい 製造業	22	5	10	20	57
添加	物(規格あり)製造業					
清液	京飲料水製造業	1	2			3
	一 般	2			1	3
氷雪 製造業	自動販売機					
	小 計	2			1	3
氷	雪 販 売 業					
	合計	727	66	143	108	1,044
2	令 和 2 年 度	1,082	94	282	184	1,642
2	令 和 元 年 度	1,125	98	287	189	1,699
7	平 成 3 0 年 度	1,160	102	301	198	1,761

町 業種	市	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
7/5/1	一般	74	3	15	7	99
	簡易					
	自動車	3				3
飲食店営	臨時(20日未満)					
業	臨時(3月未満)					
	臨時(その他)	2				2
	農家民宿					
	小計	79	3	15	7	104
調理の機能	能を有する自動販売機			1		1
食肉販売	業	2		2		4
	一般	1		2	3	6
魚介類販 売業	自動車					
<i>3</i> 2 <i>3</i> 10	小計	1		2	3	6
魚介類競り	り売り営業				1	1
集乳業						
乳処理業						
特別牛乳	窄取処理業					
	一般			2		2
食肉処理業	自動車					
214	小計			2		2
食品の放射	材線照射業					
菓子製造	業	10	2	3	4	19
アイスクリー	ーム類製造業					
乳製品製	告業					
清涼飲料	水製造業					
食肉製品	製造業					
水産製品	製造業	1			4	5
氷雪製造	業					
液卵製造	業					
食用油脂	製造業					
みそ又はし	ようゆ製造業	2	1			3
酒類製造	業					
豆腐製造	業					
納豆製造	業					
麺類製造	業	1	1	1	2	5
そうざい製	造業	1	2	6	4	13
複合型そう	うざい製造業					
冷凍食品	製造業	1			1	2
複合型冷	東食品製造業					
漬物製造	業	2	1		2	5
密封包装在	食品製造業	1	1	1		3
食品の小グ	分け業					
添加物製造	造業					
	合計	101	11	33	28	173

		理件数	許可	件 数		타스 카디			排 置	件数					
								廃業 件数	監視 指導		党業	改善	r		
業種				新規	継続	新規	継続	什奴	件数	不許可	営業 停止	命令等	始末書 説諭	指示書	告発
	一般食堂	・レストラ	ン等	18	10	18	10	39	34						
	仕出し	屋・弁当	á 屋	2	4	2	4	14	28						
	旅		館		3		3	4	10						
	移 動	販 売	車						9						
飲食店	自 動	販 売	機					2							
営業	露天	営	業		3		3	4	55						
	臨 時	営	業	8		8		8	4						
	農家	民	宿												
	そ	の	他		3		3	6	10						
	1,	ト 計		28	23	28	23	77	150						
	_		般	1	2	1	2	7	14						
菓子(パ	移 動	販 売	車						4						
ンを含 む)製造	露天	営	業						4						
業	臨 時	営	業												
	1,	l 計		1	2	1	2	7	22						
乳	処	理	業												
特別	牛乳さく	乳処理	1 業												
乳	製品	製造	業												
集	乳		業												
	_		般	1	2	1	2	4	22						
魚介類 販売業	移 動	販 売	車					3							
79052710	1,	l 計		1	2	1	2	7	22						
魚 介	類せり	売 営	業						1						
魚肉	練り製	品 製 造	業												
食品	の冷凍又	は冷蔵	、 業		1		1	1	2						
缶詰り	又は瓶詰っ	食品製造	告業		2		2	1	3						
	_		般	1	2	1	2	5	7						
	移動	販 売	車						1						
喫茶店	自 動	販 売	機		1		1	1	9						
営業	露天	営	業		2		2	1							
	臨 時	営	業	1		1		1	1						
	1,	ト 計		2	5	2	5	8	18						
あん	な 類 り	製造	業						3						
アイス	スクリーム	類製造	生業												

				区分	申請受	理件数	許可	件数	读光	監視			措置	件数		
業種					新規	継続	新規	継続	廃業 件数	監視 指導 件数	不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
水压	_			般					2	7						
乳類	移	動り	坂 売	車												
販売業	自	動り	 仮 売	機												
		小	計						2	7						
食	肉	処	理	業					2	4						
	_			般		2		2	3	16						
食肉	移	動具	坂 売	車												
販売業	自	動具	坂 売	機												
		小	計			2		2	3	16						
食肉	り 製	品	製 造	業						1						
乳酸	遠菌	飲料	製 造	業												
食月	月 油	脂;	製 造	業												
マーガ	リン・シ	ヨートニ	ニング製	造業												
み	そ	製	造	業	2		2		4	2						
醬	油	製	造	業												
ソー	- ス	類	製造	業												
酒	類	製	造	業												
豆	腐	製	造	業												
納	豆	製	造	業												
め、	ん	頁 製	造	業		2		2	2	5						
そう	ざ	いり	製造	業		2		2	4	10						
添加	物(規	格あり	7)製造	生業												
食品	の放	射 紡	見照 射	業												
清涼	飲	料水	製 造	業						4						
v. =				般					1							
氷雪 製造業	自	動具	坂 売	機					1							
		小	計						2							
氷	雪	販	売	業												
		合 計			34	41	34	41	120	270						
ŕ	令 和	2 4	平 度		129	210	129	210	183	668				1	5	
ŕ	令 和	元	年 度		400	224	400	224	462	1,034				4	2	
	平月	成30年	度		419	228	419	228	458	1,050				7	3	

	2 呂来計可申請处理(A) 区分	1	受理件数				監視				件数	-3月311	-)[]
		新規	継続	新規	継続	廃業届 出件数	指導	不許可	営業 停止	改善		指示書	/ L : ₹%
業種			邓丕形记		和丕的记		件数		停止	命令	書	拍小音	百宪
	一般	101		101		2	83						
	簡易												
飲食店	自動車	3		3			1						
営 業	臨時(20日未満)	19		19		19	7						
	臨時(3月未満)												
	臨時(その他)	2		2									
	農家民宿												
	小計	125		125		21	91						
調理の機	と 後能を有する自動販売機	1		1									
食肉販売	艺業	4		4			4						
魚介類	一般	6		6			2						
販売業	自動車												
	小計	6		6			2						
魚介類新	党り売り営業	1		1									
集乳業	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			_									
乳処理業	ž												
	上搾取処理業												
食肉	一般	2		2			2						
処理業	自動車												
) C. I.) K	小計	2		2			2						
食品の放	女射線照射業												
菓子製造		19		19			14						
	リーム類製造業	10		10									
乳製品製													
	斗水製造業												
食肉製品													
水産製品		5		5			5						
水 生 水 雪 製 造		0											
液卵製造													
食用油脂													
	はしょうゆ製造業	3		3			2						
西類製造		3		3									
豆腐製造													
納豆製造													
		5		5			6						
麺類製取るとうざい		13		13			10						
		13		13			10						
	複合型そうざい製造業			0									
	冷凍食品製造業			2			2						
	複合型冷凍食品製造業 實物製造業			_			C					4	
		5 3		5			6					1	
	密封包装食品製造業			3			3						
食品の小													
添加物製													
	合 計	194		194		21	147					1	

(5) / H II (ご要する食品関係呂美施設 区分		Ьп	八ルル	<i>k (F</i> : #	н\	令和4年3月	
		営業施設			数 (年 度 物品廃棄	平) その	告 発 件 数	監 視 指 導
業種		数			物品 令	他	件 剱	件 数
	魚介類販売業(包装済みの魚介類の みの販売)	29						ć
旧許可業種	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	103						20
であった営業	乳類販売業	121						18
*	氷雪販売業							
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋 内設置)	62						
	弁当販売業	2						
	野菜果物販売業	8						ć
	米穀類販売業	7						
	通信販売・訪問販売による 販売業							
販売業	コンビニエンスストア	38						
	百貨店、総合スーパー	16						8
	自動販売機による販売業(コップ式 自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を 除く。)	24						
	その他の食料・飲料販売業	48						19
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	3						
	いわゆる健康食品の製造・加工業							
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	1						
	農産保存食料品製造・加工業	45						
製造・加工	調味料製造·加工業	5						
業	糖類製造·加工業							
	精穀•製粉業	8						
	製茶業	1						
	海藻製造·加工業	4						
	卵選別包装業							
	その他の食料品製造・加工業	69						(
	行商							
上記以外の5の(改正法	集団給食施設	85		1				1
による改正 後の法第68 条第3項に	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	1						
おいて準用 されるものを 含む。)	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1						_
🗸 /	その他	2						30
	·	683		1				118

	なな検査の失肥水が及び指直水が	区分	(h) +		不且	良•不適理	里由	措置状況		
検体種類	暂	_	収去 検体数		規格 基準	指導 基準	その他	廃棄 命令	回収命令	その他
魚	介	類	5							
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食	品	1							
冷凍	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍 品	食								
食品	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食	品								
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介	類								
魚	介 類 加 工	品	3							
肉卵	類及びその加工品(かん詰・びん詰を除	()	2							
牛		乳								
乳	製	品								
乳類	加工品(アイスクリームを除きマーガリンを含	む)								
ア・	イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷	菓								
穀類	及びその加工品(かん詰・びん詰を除	<)	4							
野菜	類及びその加工品(かん詰・びん詰を除	()	14							
菓	子	類								
清	涼飲料	水								
酒	精飲	料								
カゝ	ん 詰 ・ び ん 詰 食	品								
そ	の他の食	品	4							
器	具 及 び 容 器 包	装								
	計		33							
	令 和 2 年 度		38	2		2				2
	令 和 元 年 度		43	2		2				2
	平 成 3 0 年 度		54	3		3				3

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

食品等 乳 品品 品品 A ン 野菜 の 物 もちゃ及び 区分 工 工 工 工 の 加 工 の 力	l 日現仕
食品等	
度品簿	平成30年度
Remind	
算による発見	,158 32,29
県内消費者からの届出	
県内消費者からの届出	
費者からの届出界外からの届出界外からの届出 中 内 産	
小計 小計 県 内 産	
県外からの届出 小計 県内産 小計 県内産 一方を 県外産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Parison	
県内産 県外産 小計 第6条 第10条 成分規格 製造基準 (保存基準 添加物使用基準 その他 第19条	
合計 県 外 産	
第 6 条 第 10 条 成分規格 製造基準 (保存基準 添加物使用基準 その他 第 19 条	4
第 10 条 成分規格 成分規格 場 造基準 11 条 保存基準 添加物使用基準 その他 第 19 条	4
歳 分 規 格	1
第 製造基準 11 保存基準 添加物使用基準 その他 第 19 条	
違反理由 名 条 添加物使用基準 その他 第 19 条	
基尺理由条 添加物使用基準 その他 第 19 条	
** 添加物使用基準	
第 19 条	
7政処 制口の廃棄会全所粉	
力	
the TVe till Net	
行政処 告 発 件 数 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1
以外 その他の措置件数 1 <td< td=""><td>3</td></td<>	3

[※] 収去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 9件 ② 患者数 196名 ③ 死者数 0名

(令和3年12月31日現在)

年別	発生月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	摘 要
H19	6月9日	八峰町	240	72		ロブヘッド黄味焼き (推定)	サルモネラ・エンテ リティディス	飲食店 (仕出し)	寺院、家 庭など	飲食店 (仕出し)	最短 2:00 最長 144:00 平均 37:12	下痢、発熱、腹痛	サルモネラによる原料汚染、加熱不十分、能力以上の受注、調理済み食品の不適切な保管。 営業停止8日間
H20								発	生なし				
H21								発	生なし				
H22	1月24日	能代市	48	14		不明(飲食店の食 事)	ノロウィルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 12:00 最長 67:00 平均 34:33	嘔吐、下痢、腹 痛	ノロウィルスによる食品汚染。営業停止5日
H23								発	生なし				
H24								発	生なし				
H25	1月4日	能代市	75	34		弁当	サルモネラ菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下 痢	調理従事者から二次汚染。営業停止5日
H26								発	生なし				
H27	1月23日	藤里町	62	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	最短 4:00 最長62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食、営業停止4日
П21	1月24日	能代市	334	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止3日
H28								発	生なし				
H29								発	生なし				
H30								発	生なし				
R1	5月3日	能代市	不明	1		不明	アニサキス	不明	不明	不明	不明	腹痛、嘔気	
R2	10月9日	能代市	17	5		不明(旅館の食事)	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	不明	不明	最短 32:00 最長 42:00 平均 36:48	下痢、悪寒	ノロウイルスによる食品汚染、営業停止2日
R3	3月3日	能代市	12	11		不明(飲食店の食 事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店、 事業所な ど	飲食店	最短 29:00 最長 101:00 平均 39:21	下痢、嘔気、嘔吐	調理従事者から二次汚染、営業停止2日
	10月20日	八峰町	3	3		キノコの味噌汁(種類不明)	植物性自然毒(種 類不明)	家庭	家庭	家庭	最短 0:30 最長 2:00 平均 1:15	嘔吐、吐き気、 悪寒	食用のムキタケと誤認し、毒キノコ(種類不明)を調理、摂食

VB 土15 左門の入引	501	100	
過去15年間の合計	791	196	

(7) 衛生教育実施状況

(令和4年3月31日現在)

対象区分	営業者	消費者	その他	計	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実施回数	11	0	1	12	8	16	17
受講者数	470	0	2	472	282	556	568

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく講習会修了者数及び営業届出施設数

区分		令和3年度		講習	会修了者数	累計		営業施	設数累計	
人数	処理課程	販売課程	計	処理課程	販売課程	計	処理及び 加工	調理	販売	施設数
受講者数	0	0	0	65	64	129				
届出施設数	0	2	2				12	1	15	27

^{※ 1} 営業施設数の処理には、調理及び加工を含む。

^{※ 2} ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計である。

6 化製場等

(1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(令和4年3月31日現在)

区分	化製場等					畜舎·家畜舎						死亡獣畜取扱場の利用状況					
市町		:獣畜 吸場 焼却	化製場	<u>- 1</u>	牛	馬	豚	めん羊 山羊	犬	鶏	<u></u>	牛	馬	豚	めん羊	その他	*
能代市	1			1					2		2					5	5
藤里町	1			1													
三種町	2			2								3		1			4
八峰町	1			1											14		14
計	5			5					2		2	3		1	14	5	23
令和2年度	5			5					1		1	29			20	1	50
令和元年度	5			5					1		1	15	1		11	2	29
平成30年度	5			5					1		1	4	1		9	2	16

[※] 畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

(2) 死亡獣畜取扱場設置状況

区分	名 称	設置者	所 在 地
埋 却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
IJ	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
"	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
"	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	JJ	能代市浅内字砂山17-1
"	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家/後1-3

7 狂犬病予防業務

大の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を害発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

(1) 狂犬病予防業務等実施状況

区分		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		頭数(期間 原簿総数)	1,585	141	619	261	2,606	2,680	2,761	2,925
	登録申請頭数		116	5	27	6	154	162	137	169
	鑑札再交付数		8	1			9	5	3	4
登	犬死亡届等件数		158	9	63	14	244	252	324	262
録状	犬	県外から 移動	16		2	2	20	14	24	13
況	変更居在	県外への 移動	5				5	5	17	4
	地	県内での 移動	16		3	3	22	30	52	17
	所有者の氏名・ 住所変更届		10				10	20	9	21
	所有者の変更届		7				7	1	2	11
狂犬病	集合注射		392	60	237	78	767	754	995	1,110
予 防	個別注射 8			27	143	85	1,081	1,151	1,142	1,197
注射済票交付	,	小 計	1,218	87	380	163	1,848	1,905	2,137	2,307
票 交 付	注射》	斉票再交付	2				2		1	

^{※「}犬死亡届等件数」については、行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

(2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(令和4年3月31日現在)

区分				市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		野 犬・	放 飼	\ \ \	14	33	4	3	54	52	31	29
	_	けい留	留の方	法								3
	般苦情	なき	声	等	3				3	1	2	12
-1/-:	情	そ	の	他								1
苦情届		力	、計		17	33	4	3	57	53	33	45
届出	生	脱糞	· 排	尿	1				1		3	2
出件数	衛生上	悪		臭								1
釵	上の苦情	脱		毛								
		そ	の	他								
		力	、計		1				1		3	3
		章	+		18	33	4	3	58	53	36	48
	•	人の	咬	傷						2	1	3
初	皮	非咬傷	易被 害	者							1	
1 信 1 信	皮害虽出牛致	家畜等	争の被	害								1
日 <i>At</i>	<u></u> ₩	農地等	い 被	害								
米多	T 汝	そ	の	他							1	
			計							2	3	4
		合 計			18	33	4	3	58	55	39	52

(3) 犬による危害防止業務実施状況

_													
区分					市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和2年度	令和元年度	平成30年度
抑	捕				獲	4	58	3		65	71	17	23
留頭	引		取		り	1			4	5	4	2	4
数			計			5	58	3	4	70	75	19	27
処	飼	٧١	主	返	還	1	1	2		4	2	2	12
分頭数	セ	ンタ		搬	送	4	57	1	4	66	72	17	17
数			計			5	58	3	4	70	74	19	29
薬	実	施	地	区	数								
殺	薬	殺	頭	ĺ	数								
	指	示	書	交	付		1			1	4	4	3
行	説				諭	1	1	2		4	3	4	8
政指	始	末	書	Ė	等						2	5	13
指導	措	置	命	ī	令								
	告				発								